

仙台市建築審査会運営要領

(平成7年5月26日仙台市建築審査会決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市建築審査会条例（昭和26年仙台市条例第25号）第7条の規定に基づき、審査会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長の選任)

第2条 委員のうちから、会長及び副会長を選任する。

2 前項の会長及び副会長は、互選により選出するものとする。

(職務代理)

第3条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(傍聴)

第4条 議長（仙台市建築審査会条例第4条第1項の規定による議長。以下この条において同じ。）が審査会の会議において傍聴人の数を制限した場合における傍聴人の決定は、先着順とする。

2 議長が会議の会場内における秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認める者は、会議を傍聴することができない。

3 傍聴人は、会場においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと

二 発言その他会議を阻害する行為をしないこと

三 あらかじめ、議長の許可を受けた場合を除き、撮影、録画、録音等をしないこと。

ただし、議長は、当該許可に関し、報道機関の取材に対して配慮するよう努めるものとする。

四 議長又はその命を受けた係員の指示に従うこと

4 議長は、会場内における秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人を退場させることができる。

(会議の非公開)

第5条 条例第6条第2項の規定により会議を公開しないことができる場合は、審査請求の裁決のための審査に関するものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第94条第3項の規定に基づき行われる公開による口頭審査を除く。

(審査会事務局)

第6条 審査会の事務局は、都市整備局建築宅地部建築指導課に置く。

(幹事及び書記)

第7条 事務局に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事は、建築指導課の課長、主幹が置かれる場合においてはこの者及び係長をもってこれに充て、会長の指揮を受けて会務を処理する。

3 書記は、建築指導課の課長、主幹が置かれる場合においてはこの者及び係長を除く職員の中から幹事が指定する者をもってこれに充て、幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

4 幹事及び書記について、法に規定する同意、法第94条第1項の審査請求に対する裁決等の公正を妨げるべき事情があるときは、当該同意及び審査請求に係る審査会の運営に関与できないものとする。